



CERTIFIED SUSTAINABLE SEAFOOD

海洋管理協議会(MSC)

MSC Chain of Custody 規準: 標準バージョン

第4版、2015年2月20日



海洋管理協議会について

海洋管理協議会(MSC)は、持続可能な漁業及びサプライチェーンのトレーサビリティ(CoC)のための規準を策定する国際的な団体である。

ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これがMSCのビジョンである。

使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらし、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これがMSCの使命である。

著作権表示

「MSCの標準CoC規準」とその内容の著作権はMarine Stewardship Council（海洋管理協議会）に帰属する。 - © “Marine Stewardship Council”
2015. 不許複製・禁無断転載

この規準の公用語は英語である。正式文書はMSCのウェブサイト[www.msc.org](http://www(msc.org)に公開されている。コピー、版、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSCは、部分的、全体的かを問わず、この内容のいかなる修正をも禁じる。

Marine Stewardship Council
Marine House
1 Snow Hill
London EC1A 2DH
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900
Fax: + 44 (0) 20 7246 8901
Email: standards@msc.org

目次

はじめに	4
A. 本規準の責任	4
B. 本文書について	4
C. 概略紹介	4
D. CoC認証の範囲とオプション	4
E. CoC規準の適用資格:標準バージョン	5
F. 発効日	5
G. 見直し予定日	5
H. 規範文書	5
Chain of Custody 規準 : 標準バージョン	6
原則1 認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない	6
原則2 認証製品であることが識別できなければならない	7
原則3 認証製品は分別されなければならない	8
原則4 認証製品は追跡が可能で、重量が記録されなければならない	9
原則5 事業者は管理システムを有していなければならない	11
5.1 管理と研修	11
5.2 変更の報告	12
5.3 請負業者、輸送及び請負加工	13
5.4 不適合製品	14
5.5 トレーサビリティ及びサプライチェーン検証のための要請	15
5.6 認証審査中の製品に関する要求事項	16

はじめに

A.本規準の責任

本規準に関する責任はMSCが有する。使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。規準の正式文書はMSCのウェブサイト www.msc.org に公開されている。

バージョン履歴

版	発行日	改訂内容
第1版	2000年8月	初版
第2版	2005年8月	要求事項の大幅な見直し。
第2.1版	2011年5月1日	ファイル名の変更、著作権及び文書管理情報の挿入。
第3版	2011年8月15日	要求事項の大幅な見直し。
第4版	2015年2月20日	CoC規準の大幅な見直し。要求事項の更新とガイダンスの導入。MSC要求事項第1.4版の附属文書BDを規準に組み込む。標準のCoC規準として新たなバージョンを発行するとともに、他の2つのバージョン（グループ向けCoC規準第1版及びCFO用 CoC規準第1版）も併せて発行。

MSC CoC規準に則り認証を取得した企業は、認定された第三者の認証機関により審査され、3年のCoC認証の有効期間中、定期的に監査を受ける。

他の規準策定組織によるMSC CoC規準の適用

MSC CoC規準は、認証制度を運営する他の組織でも使用可能である。本規準が発行された時点においては、水産養殖管理協議会（ASC）が、ASC認証養殖場を供給源とする認証水産製品にMSC CoC規準を適用するとしている。これにより、認証書は別個に発行され、登録商標も異なるものの、サプライチェーン内の企業は、1つのCoC認証審査を通じて、MSC認証水産物とASC認証水産物の両方を取り扱うことができるようになった。今後、他の認証制度がMSC CoC規準を適用することになった場合には、**MSCウェブサイト**にて公表する。

D.CoC認証の範囲とオプション

認証された漁業あるいは養殖場を供給源とする製品の売買や取扱いを行う事業者はすべてCoC認証の取得を申請することができる。認証された供給源からのものであることを主張するためには、消費者向け不正開封防止包装が施される時点までのサプライチェーン内において、認証製品の法的な所有権を持つ全ての事業者がCoC認証を取得することが要求事項となっている。

MSCでは、標準のCoC規準に加え、グループ向けのCoC規準と消費者向け事業者（CFO）用のCoC規準を作成している。各バージョンの適用資格に関しては、**MSC CoC認証要求事項（セクション6.2）** および各文書の冒頭に詳しく記載されている。

B.本文書について

本文書には、MSC CoC認証の取得を希望するサプライチェーン企業への必須要求事項が含まれている。本規準の解釈及び適用のための任意のガイダンスも作成されている。

C.概略紹介

CoC認証

CoC認証は、MSCエコラベルもしくはMSC登録商標を表示して販売される製品が、認証取得漁業をその供給源とし、サプライチェーンを遡って認証された供給元まで追跡できることについて確固たる保証を提供するものである。

CoC規準の範囲：標準バージョン

この規準は、認証製品を取り扱うあるいは売買する1つの物理的な現場を有する事業者に適用することができる。この他にも、複数の現場で認証製品を取り扱っているものの、各現場がCoC規準に則って個別に審査される事業者にも適用することができる。これは、複数サイト認証と呼ばれ、1つの認証書が発行される。標準のCoC規準に則り認証を取得する事業者の1例として、一ヶ所で業務を行う貿易会社や、複数の工場を有する加工業者が挙げられる。

事業者が養殖場や漁業の場合、規準の中のいくつかの条項（認証を取得したサプライヤーからの購入など）は当てはまらないこともある。

はじめに 続き

CoC規準：グループ向けバージョン

CoC規準のグループ向けバージョンは、多くの現場で認証製品を取り扱っているものの、各現場が認証機関によって個別に審査されない場合に適用される。多くの現場を有する事業者や複数の組織の共同体の場合には、複数サイト認証よりも効率的であることもある。事業者は、内部管理を規定するとともに、すべての現場が確実にCoC規準を順守することに責任を有するグループ本体の機能を定める。認証機関は、グループ内の全ての現場を審査するのではなく、グループ本体と一部の現場のみを審査する。グループ全体で1つのCoCコードと認証書を共有する。グループ向けCoC規準に則って認証を取得する事業者の一例として、数十カ所の倉庫を所有する大規模卸売業者や消費者向け事業者（CFO）用規準に則った認証ではなくグループ認証を望むレストランチェーンなどが挙げられる。

事業者が養殖場や漁業の場合、規準の中のいくつかの条項（認証を取得したサプライヤーからの購入など）は当てはまらないこともある。

CoC規準：消費者向け事業者(CFO)用バージョン

CoC規準のCFO用バージョンは、最終消費者に水産物を提供もしくは販売し、特定の資格基準を満たす事業者（小売業者やフードサービス事業者）に適用される。消費者向け事業者（CFO）は、単独サイトあるいは複数の所在地を有する場合があり、認証製品の取り扱いや売買に係る事業者の管理システム下にある全ての現場に対し、1つのCoCコードが発行される。グループCoCの場合と同様に、認証書に含まれるすべての現場の中の一部が認証機関によって審査される。CFOの例としては、レストランやレストランチェーン、鮮魚店、鮮魚売場のある小売業者、ケータリング業者が挙げられる。

E.CoC規準の適用資格：標準バージョン

いかなる事業者も標準のCoC規準に則り認証を取得することが可能であるが、以下の場合が特に適している。

- 一つの物理的現場で認証製品を取り扱うあるいは売買を行う単独サイト事業者。もしくは、
- 複数の物理的現場で認証製品を取り扱うあるいは売買を行う複数サイト事業者。

注：事業者によっては標準バージョン、グループ向けバージョン及び／もしくはCFO用バージョンのCoC規準のいずれをも適用できる場合がある。事業者は、最も適したオプションについて認証機関に相談する前に、**CoC認証要求事項セクション6.2**を確認し、標準、グループ向け、CFO用の3つのオプションの適用資格について確認することが望ましい。

F.発効日

標準のCoC規準第4版の発効日は2015年9月1日である。この日以降、標準のCoC規準に則り実施されるすべてのCoC審査は、この第4版を適用しなければならない。

G.見直し予定日

本規準の見直しは2017年に開始される予定である。CoC規準の見直しは、ISEALの規準策定規範に則り実施される。

MSCでは、CoC規準に関する意見を隨時受け付けており、それら意見は次回の見直しに際し検討されることになります。本文書内の連絡先に郵送もしくはeメールにてご意見をお寄せ下さい。

MSCの方針策定プロセスならびにMSC規準策定過程について詳しく知りたい場合は、**MSC 方針ウェブサイト** 及び**MSC ウェブサイト**をご覧下さい。

H.規範文書

コンセプトや用語・語句についてはMSC及びMSCI用語集にて定義されている。

原則1

認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない

- 1.1 事業者は、全ての認証製品が認証取得サプライヤーから購入されることを確実にするためのプロセスを有していなければならない。

ガイダンス1.1

認証製品とは、認証された漁業もしくは養殖場由来の、認証製品として識別される水産物を指す。

消費者向け不正開封防止包装を施した水産製品（個別のツナ缶のように、密封されてラベルが付けられ、最終消費者にそのままの形で販売される製品）は除く。消費者向け不正開封防止包装の詳しい定義については**CoC認証要求事項のセクション6.1**を参照。

認証取得サプライヤーとは、認証された漁業や養殖場、もしくは有効なCoC認証を有するサプライヤーのことである。製品が購入されない場合（直接漁獲する漁業や養殖場など）は、本条項は該当しない。

- 1.2 現物を扱う事業者は、製品入荷時に製品の認証状況を確認するプロセスを有していなければならない。

ガイダンス1.2

認証製品に添付されてくる書類によって、製品が認証のものであることが明確に識別できなければならない。書類の例としては、配達通知、インボイス、船荷証券、サプライヤーからの電子データなどが含まれる。これは、在庫がなくなってしまった場合などに、サプライヤーが認証製品の代わりに非認証製品を出荷したとしても、入荷する企業の側でそのことを発見できるようにするためにある。

認証製品を識別するために、サプライヤーが独自のバーコードや製品コードなどの内部システムを導入している場合、受け取る側は、認証製品であることを確認するために、その内容・意味について理解していなければならない。

関連書類に製品が認証のものであることが明記されていない場合、現物のラベリング（箱にMSCエコラベルが貼られているなど）だけでは、認証製品であるか否かが充分に確認されたとは言えない。

- 1.3 初回の認証審査の際に認証製品の在庫がある事業者は、それら製品が認証取得サプライヤーから購入されたものであることを実証し、本規準の関連セクションを全て順守できなければ、それら製品を認証製品として販売することができない。

ガイダンス1.3

初回の認証審査の際に在庫していた認証製品については、**原則4**により、認証取得サプライヤーもしくは漁業／養殖場まで遡って追跡できなければならない。また、**原則2及び3**に則り、在庫の認証製品はすべて識別可能で、分別されていることを実証できなければならない。

原則2

認証製品であることが識別できなければならない

- 2.1 認証製品は、購入、入荷、保管、加工、包装、ラベリング、販売、配送の全ての段階において、認証のものとして識別されなければならない。

ガイダンス2.1

添付されているトレーサビリティの記録だけでなく、現物を見ても認証製品であることが識別できることが望ましい。これは、パッケージ、コンテナー、パレットにサインやラベルを付けることで可能になる。

MSCといった頭文字、CoCコード、内部の識別システムなど、事業者は、認証製品を識別するために様々な方法を講じることができる。

現物にラベルを貼るのが不可能もしくは現実的でない場合(解凍タンク内の魚など)、事業者は、認証状況を特定する関連のトレーサビリティ記録や在庫記録と製品とをどのように照合できるのかを示すことができなければならない。

- 2.2 認証のものとして販売された製品については、インボイスに掲載されている製品がすべて認証製品である場合を除き、関連するインボイスにおいて認証のものであることが識別できるようにしなければならない。

ガイダンス2.2

インボイス上で認証製品であることを識別するには様々な方法が可能であり、例えば、製品概要にMSCあるいはASCの頭文字やCoCコードを使用したり、認証製品に対応する内部の独自の製品コードを使用する等の方法がある。

インボイスに記載されている製品がすべて認証製品の場合は、インボイスの冒頭に認証品であることの識別(CoCコード等)を示すだけでもよい。インボイス上のどの製品が認証のものとして販売されたかについて、購入者と認証機関がはっきりとわかるようにすることがこの要求事項の目的である。

- 2.3 事業者は、認証のものであることを識別するための包装、ラベル、その他の素材が、認証製品のみに使用されることを確実にするためのシステムを運用しなければならない。

- 2.4 事業者は、ライセンス契約(ecolabel@msc.org)の条件の下で承認を得た場合のみ、認証製品としての宣伝や、エコラベル、ロゴ、その他の登録商標を使用することができる。

ガイダンス2.4

企業間における製品の識別の目的で、頭文字(MSCやASC)、あるいは正式名称(Marine Stewardship Council)を製品やトレーサビリティ記録に使用する場合は、ライセンス契約がなくても認められる。

それ以外の目的でエコラベル、ロゴ、その他の登録商標を使用するためにはMSCの契約部門であるMSCIとの間でライセンス契約を結ぶ必要がある。

審査の際、事業者は、登録商標の使用が承認されている証拠の提示を求められる場合がある。その際は、有効なライセンス契約書、及び／もしくはMSCIから受信した使用承諾メールを提示すれば良い。

原則3

認証製品は分別されなければならない

3.1 認証製品と非認証製品の置換えがあってはならない。

3.2 事業者が認証製品であることを主張したい場合、3.2.1の場合を除き、認証製品と非認証製品を混ぜてはならない。

3.2.1 非認証水産物が認証製品の原料として使用される場合は、**MSCウェブサイト**上のMSCI認証原料比率規定を順守しなければならない。

ガイダンス3.2.1

非認証製品を認証製品の原料として使用することが例外的に認められる場合がある。
但し、MSCI認証原料比率規定に記載されている制限が適用される。

3.3 事業者が当該製品をMSC認証のものとして販売することを望む場合、MSCのCoC規準を共有する他の認証制度の認証製品と混ぜてはならない。但し、以下の場合はこの限りではない。

3.3.1 事業者がMSCIから特別に許可を得ている場合、もしくは

3.3.2 当該製品が、MSC のCoC規準を共有する複数の認証制度によって認証されている場合。

ガイダンス3.3

これは、サプライチェーンのトレーサビリティを確保するために、MSC CoC規準を使用している、水産養殖管理協議会（ASC）などのMSC以外の規準に適用される。認証製品として販売するのであれば、サプライチェーンのいかなる時点においても、MSC認証水産物とASC認証水産物を混ぜてはならない。

条項3.3.1は、MSCとASCの両方の登録商標を表示する消費者向け製品について、両方の認証水産物を混ぜることについて、MSCIからの特別な許可を得ている事業者を指す。MSC CoC規準の共有が認められている他の認証制度のリストは、**MSCウェブサイト**に掲載されている。

原則4

認証製品は追跡が可能で、重量が記録されなければならない

- 4.1 事業者は、以下のことが可能なトレーサビリティシステムを有していなければならぬ。
- 4.1.1 認証のものとして販売されたすべての製品あるいはバッチは、販売インボイスから認証取得サプライヤーまで遡って追跡できる。
 - 4.1.2 受取の際に認証のものとして識別されたすべての製品は、購入時点から販売時点までの追跡ができる。

ガイダンス4.1.2

事業者が、サプライヤーから認証原料を仕入れたものの、荷受時に認証製品として識別しない場合（顧客が認証のものとして発注をしていないにもかかわらず、サプライヤーがMSC認証製品を出荷した場合など）は、条項4.1.2は適用されない。

荷受時に認証品として識別された製品は、認証のものとして販売されない場合でも、すべて最終の販売時まで追跡できなければならない。

- 4.2 受取、加工、輸送、包装、保管及び発送を含む、購入から販売までのすべての段階において、トレーサビリティの記録と認証製品との照合ができなければならない。
- 4.3 認証製品の記録は、正確、完全であり、改変がないものでなければならない。
- 4.3.1 記録が修正された場合は、修正日、及び修正を行った人の名前もしくはイニシャルを含め、変更点を明確に文書化しなければならない。

ガイダンス4.3.1

審査時や他の要請時に事業者より提出された情報や記録が、別の時点で提出された情報と一致しない場合、認証機関は不適合を提起することもある。必要により事業者が記録を修正した場合（返品等）、変更点は明確に記録されなければならない。

- 4.4 事業者は、以下の4.4.1の場合を除き、認証製品の購入量と販売量（あるいは入荷量と出荷量）が計算できるよう、記録を保持しなければならない。

ガイダンス4.4

条項4.4は、認証のものとして識別されている製品や登録商標を表示して販売することのできる製品に適用される。水産物を認証のものとして購入したもの、非認証のものとしての扱いに変更された場合（認証のものとして販売されることは決してなく）、非認証扱いとなった製品の数量だけが記録から確認できればよい。それ以外の数量の記録（後に非認証のものとして加工された数量等）は保持する必要はない。

最終消費者に製品を販売／提供する事業者は、販売した数量を記録する必要はないが、購入もしくは入荷した認証品の数量は記録しなければならない。条項5.1.3に則り、全ての記録は3年間保管しなければならない。

- 4.4.1 最終消費者に販売あるいは提供された認証製品の数量は記録する必要はない。

原則4 続き

認証製品は追跡が可能で、重量が記録されなければならない

4.5 加工もしくは包装／再包装が施される場合、記録は、特定のバッチあるいは特定の期間における認証品の入荷量から認証品としての出荷量の転換率が計算できるものでなければならない。

4.5.1 認証製品の加工に際しての転換率は、正当で正確なものでなければならない。

ガイダンス4.5.1

この条項は、非常に高いあるいは低い転換率によって、認証製品と非認証製品の置き換えが生じる可能性を防ぐためのものである。製品の品質、季節、加工効率等により、ある程度の転換率の変動は想定されている。

転換率による誤表示の可能性について検証するために、認証機関は、記録と、製品仕様、類似の加工製品、あるいは事業者の加工記録の履歴とを照合する場合がある。

4.6 事業者は、認証範囲に含まれている製品のみを認証製品として販売することができる。

ガイダンス4.6

新たな魚種や業務、MSCのCoC規準を共有する他の認証制度によって認証された製品など、認証範囲の変更に関する要求事項は、**5.2.1.3**、**5.2.2.1**及び**5.2.2.2**に記載されている。

原則5

事業者は管理システムを有していなければならない

5.1 管理と研修

5.1.1 事業者は、本規準の全ての要求事項に対応する管理システムを運用していなければならない。

ガイダンス5.1.1

管理システムには、事業者がCoC規準を確実に順守するためのシステム、方針、手順が含まれる。管理システムに必要となる文書は、事業者の規模、業務内容、手順の複雑さ、及びスタッフの能力によって異なる。

非常に小規模で簡素な業務形態については、責任者がCoC規準に関する手順を理解し、実施することができれば、文書化を必要としない場合もある。

5.1.2 事業者は、担当責任者に研修を行い、本規準への適合を確実に行うための適格性を有するようにしなければならない。

ガイダンス5.1.2

担当責任者とは、MSC CoC規準に関する決定や手順の実施に責任を有する事業者内部の個人を指す。

ほとんどの事業者は、従業員が、CoC要求事項を理解し、認証製品が分別され、識別でき、追跡可能であるための内部手順を確実に守るために、何らかの研修を行う必要がある。ただし、手順が簡素な企業の場合には、従業員向けのハンドブックや説明書の配布、及び／もしくは調理エリアでのポスターの掲示で充分な場合もある。

5.1.3 事業者は、本規準への適合を実証する記録を最低3年間保管しなければならず、認証製品の保存可能期間が3年を超える場合には、その保存可能期間の完了まで保管しなければならない。

ガイダンス5.1.3

CoC規準への適合を実証する記録としては、認証製品の売買記録、認証製品の内部でのトレーサビリティと生産記録、内部手順もしくは研修記録などが挙げられる。

5.1.4 事業者は、認証機関との連絡やCoC規準への適合に関する文書や情報の要請への対応に責任を持つ担当者（MSC連絡担当者）を1名任命しなければならない。

ガイダンス5.1.4

MSC連絡担当者には、認証機関との連絡や、情報や文書に関する要請への組織としての確実な対応に責任を有する。連絡担当者に変更があった場合には、条項5.2.1.に則り、認証機関にその旨を通知しなければならない。

原則5 続き

事業者は管理システムを有していなければならない

5.2 変更の報告

5.2.1 事業者は、以下の変更があった場合、変更日より10日以内にその旨を書面もしくはeメールにて認証機関に通知しなければならない。

5.2.1.1 5.1.4にあるように、事業者のMSC連絡担当者が新しくなった場合。

5.2.1.2 新しい認証サプライヤーから認証製品を仕入れた場合。

5.2.1.3 新たな認証魚種を仕入れた場合。

ガイダンス5.2.1.3

eメールもしくは書面による認証機関への通知は、新たな認証魚種の入荷があってから10日以内、もしくは新しいサプライヤーから最初に認証製品を仕入れてから10日以内に行なわなければならぬ。

5.2.2 事業者は、以下の変更を行う前に、認証機関より書面による承認を得なければならない。

5.2.2.1 認証製品に関連して、認証範囲に含まれていない新たな業務を行う場合。

ガイダンス5.2.2.1

新たな業務として、売買、配送、二次加工、保管などが挙げられる。MSC CoC認証要求事項の表5に全ての業務リストが記載されている。

5.2.2.2 MSC CoC認証を共有する他の認証制度によって認証された製品の販売や取扱いを行うため、CoC認証の範囲を拡げる場合。

ガイダンス5.2.2.2

例えば、現行のCoC認証の範囲がMSC認証製品のみの場合、ASC認証製品を認証品として販売するためには、事業者は事前に認証機関の承認を得なければならない。

5.2.2.3 認証製品の請負加工や包装／再包装を行う新たな請負業者に業務を発注する場合。

ガイダンス5.2.2.3

事業者が新たな請負保管業者を追加したい場合は、5.3に則り、請負業者のリストを更新しなければならないが、認証機関への通知は次回の審査時でもよい（事前に承認を得る必要はない）。

原則5 続き

事業者は管理システムを有していなければならない

5.3 請負業者、輸送及び請負加工

- 5.3.1 事業者は、認証製品を扱う全ての請負業者が、本規準の該当する要求事項に適合することを実証できなければならない。
- 5.3.2 事業者は、運送会社を除き、認証製品を取り扱う全ての請負業者の名称と住所の最新の記録を保持しなければならない。
- 5.3.3 事業者は、認証を取得していない請負加工業者に対し、CoC規準の関連セクションへの適合の検証のため、業務の発注前およびその後少なくとも1年に1回、認証機関による現地での監査を受けることが求められることを通知しなければならない。
- 5.3.4 請負保管施設を使用する場合、事業者は、認証製品に関する記録をその保管施設に要請することができ、また、認証機関が認証製品に隨時アクセスできるようにしておかなければならぬ。

ガイダンス5.3.4

請負保管施設に記録（受領書、発送記録等）を要請することができるであれば、請負保管業者と契約を交わす必要はない。

第三者所有の別の保管施設に認証製品の現物が保管されている場合でも、事業者は認証機関がその現物に隨時アクセスできるようにしなければならない。もし何らかの理由で保管施設へのアクセスが制限された場合において、認証製品について懸念が生じた際には、認証機関が認証製品を検査できるよう、製品を現場から運び出さなければならないこともある。

- 5.3.5 事業者は、認証製品の改変、加工、再包装を行う全ての請負業者と、以下を含む契約を交わさなければならない。

- 5.3.5.1 請負業者は、すべての取り扱い工程において、認証製品のトレーサビリティ、分別、及び識別を確実に行うシステムを有し、また：

- 5.3.5.2 請負業者は、要請に応じて、MSC、認証機関、MSCの認定機関の敷地内への立ち入りと認証製品に関する記録へのアクセスを許可する。

ガイダンス5.3.5.2

請負業者が独自にCoC認証を取得している場合でも、加工や再包装を委託するすべての請負業者と契約を交わす必要がある。

原則5 続き

事業者は管理システムを有していなければならない

- 5.3.6 事業者は、故意に、地域漁業管理機関（RFMO）のブラックリストに掲載されている船舶で製品を輸送、あるいはそうした船舶からの製品を荷受してはならない。

ガイダンス5.3.6

この要求事項は、請負の輸送業者を使用する、あるいは認証水産物を直接入荷する認証取得企業が、違法、無報告、無規制（IUU）漁業に携わったことのある船舶を使用することがないようにするためのものである。IUU船舶の最新リストはRFMOのウェブサイトに掲載されている。<http://iuu-vessels.org/iuu>など、いくつかの統合されたリストがある。

- 5.3.7 請負加工業者を利用している事業者、もしくは認証製品の請負加工を行っている事業者は、すべての請負加工認証製品について、以下を含む記録を保持しなければならない。

5.3.7.1 入荷した数量と製品の詳細

5.3.7.2 出荷した数量と製品の詳細

5.3.7.3 入出荷日

- 5.3.8 認証を取得している請負加工業者は、前回の審査以降に請け負った認証製品の加工業務の発注元であるすべての認証取得企業の名称及びCoCコードを記録しなければならない。

5.4 不適合製品

ガイダンス5.4

不適合製品とは、認証製品として識別されている、もしくは登録商標のラベルが表示されているにもかかわらず、認証された供給元からのものであることが立証できない製品を指す。不適合製品は、社内の従業員やサプライヤーによって発見されるだけでなく、認証機関やMSC、第三者からの情報を基に発見される場合もある。

認証製品を注文したにもかかわらず、サプライヤーから非認証製品が配送され、受取の際にそれが判明し、製品を返品した場合には、不適合のプロセスは適用されない。

- 5.4.1 事業者は、以下の要求事項を含む不適合製品の管理プロセスを有していなければならない。

5.4.1.1 認証状況が認証機関による書面で確認できるまでは、不適合製品を認証品として販売することを即時停止する。

5.4.1.2 不適合製品の発覚から2日以内に認証機関にその旨を通知し、不適合製品の供給元を検証するために必要なすべての情報を認証機関に提供する。

5.4.1.3 不適合であることの理由を明確にし、必要に応じて再発防止のための措置を講じる。

5.4.1.4 認証供給元からのものであることが確認できない不適合製品については、認証品として販売されることが絶対に無いよう、ラベルの張り替えや再包装を行う。

原則5 続き

事業者は管理システムを有していなければならない

ガイダンス5.4.1.4

認証を取得した漁業もしくは養殖場からの製品であることが立証できなければ、認証品としての販売や、登録商標を表示しての販売はできない。

5.4.1.5 不適合製品が認証製品として既に販売あるいは出荷されてしまった場合は、問題が発覚してから4営業日以内に、影響を被る全ての顧客（最終消費者を除く）に通知すること。

- その際、不適合製品の状況及び影響を受けた製品やバッチに関する詳細も含めなければならない。
- これら通知の記録は保持すること。

ガイダンス5.4.1.5

不適合製品について影響を被る最終消費者には通知を行う必要はない。

5.5 トレーサビリティ及びサプライチェーン検証のための要請

5.5.1 事業者は、トレーサビリティに関する文書や認証製品の売買記録についてのMSC及び認証機関からのすべての要請に対して協力しなければならない。

5.5.1.1 文書は要請があつてから10日以内に提供しなければならない。

ガイダンス5.5.1.1

財務関係の詳細は除くことができるが、それ以外の記録は修正してはならない。MSCから英語での記録の提出の要請があれば、英語で提出しなければならない。

提出期限の延長が必要な場合、MSCに書面にて要請することができる。延長が認められない場合には、本来の10日以内という期限を守らなければならない。データが期限内にMSCに提出されなかった場合、不適合の発行を含め、MSCが認証機関に措置を要請することもある。

5.5.2 事業者は、DNA検査などの製品の照合検査のために、MSC、認証機関、あるいは認定機関の代表が、現場にて認証製品のサンプルを収集することを許可しなければならない。

5.5.2.1 製品の照合検査により、製品が、異なる魚種、あるいは別の海域で獲られたものであることが発覚した場合、事業者は以下のことを行わなければならない。

- 問題の原因について調査を行う。
- 調査結果を認証機関に提出し、不適合が発覚した場合には、是正措置の計画も併せて提出する。
- 追加のサンプリング及び調査に協力する。

原則5 続き

事業者は管理システムを有していなければならない

5.6 認証審査中の製品に関する要求事項¹

ガイダンス5.6

これは、漁業や養殖場、あるいは漁業／養殖場の認証申請グループのメンバーのみに関係するセクションである。認証審査中製品とは、漁業や養殖場が認証を取得する前の審査中に獲られた魚介類や水産製品を指す。認証審査中製品として扱われるためには、**MSC**や**ASC**のウェブサイトに掲載されている特定の適用日以降に獲られたものでなければならない。

5.6.1 認証審査中製品を購入できるのは以下の事業者だけである。

5.6.1.1 審査中の漁業もしくは養殖場。

5.6.1.2 審査中の漁業／養殖場の認証申請グループのメンバー。

ガイダンス5.6.1.2

認証審査中製品を所有できるのは漁業、養殖場、もしくは認証申請グループのメンバーだけである。サプライチェーンのさらに川下にある他のCoC認証取得企業は認証審査中製品を購入する資格はないが、漁業／養殖場もしくは認証申請グループメンバー間での売買は認められている。

条項5.6.1により、認証審査中製品の購入資格を持つ事業者は、漁業あるいは養殖場が認証される時点まで自らが所有権を有している限りは、認証審査中製品について請負の保管施設を使用することができる。

5.6.2 認証審査中製品を取り扱う事業者は、以下の要求事項を順守しなければならない。

5.6.2.1 すべての認証審査中製品は、明確に識別され、認証製品及び非認証製品とは分別されなければならない。

5.6.2.2 事業者は、すべての認証審査中製品について、漁獲日も含め認証単位まで遡っての追跡を実証する完全なトレーサビリティ記録を保持しなければならない。

5.6.2.3 供給元の漁業あるいは養殖場が認証を取得するまでは、認証審査中製品を認証のものとして販売、もしくはエコラベル、ロゴ、あるいは登録商標を表示してはならない。

ガイダンス5.6.2.3

漁業あるいは養殖場が正式に認証を取得した際には、公開用認証報告書が**MSC**あるいは**ASC**のウェブサイトに掲載される。

※1：特例。セクション5.6の要求事項は2015年9月1日から全てのCoC認証事業者及び申請者に適用される。2015年9月1日以降、認証審査中製品を購入する企業は、これらの新しい要求事項を順守しなければならない。2015年9月1日の時点で認証審査中製品の在庫を持つ企業は、その在庫を維持することができ、当該漁業もしくは養殖場が認証を取得した場合にのみ当該認証審査中製品をMSC／ASC認証製品として販売することができる。

Find out more about the changes
to the Chain of Custody Program:
www.msc.org/chainofcustody

Further queries, please contact: **standards@
msc.org**